2　基本理念

(一)　農業の有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、食料その他の農産物の供給の機能と一体のものとして生ずる極めて重要な機能であることを踏まえ、その適切かつ十分な発揮により、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるよう、その発揮の促進が図られなければならないこととした。（第二条第一項関係）

(二)　農業の有する多面的機能の発揮の促進に当たっては、農用地の保全に資する各種の取組が地域住民による共同活動により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効率的な利用の促進にも資するものであることに鑑み、当該共同活動の実施による各種の取組の推進が図られなければならないこととした。（第二条第二項関係）

3　定義

(一)　「農業の有する多面的機能」とは、国土の保全等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいうこととした。（第三条第一項関係）

(二)　「多面的機能発揮促進事業」とは、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者の組織する団体その他の農林水産省令で定める者（以下「農業者団体等」という。）が実施する事業であって、次に掲げるものをいうこととした。（第三条第三項関係）

(1)　農業用用排水施設その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業であって、次に掲げる活動のいずれかを行うもの

イ　当該施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動

ロ　当該施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動

(2)　中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業

(3)　自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する事業

4　基本指針

農林水産大臣は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針を定めることとした。（第四条関係）

5　基本方針

都道府県知事は、4の基本指針に即して、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針を定めることができることとした。（第五条関係）

6　促進計画

市町村は、5の基本方針に即して、計画の区域及び目標等を定めた農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画を作成することができることとした。（第六条関係）

7　事業計画の認定

6の促進計画に基づいて多面的機能発揮促進事業を実施しようとする農業者団体等は、その実施しようとする多面的機能発揮促進事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、当該促進計画を作成した市町村（以下「特定市町村」という。）の認定を申請することができることとした。（第七条関係）

8　費用の補助

(一)　特定市町村は、7の認定を受けた農業者団体等（以下「認定農業者団体等」という。）に対し、7の認定に係る事業計画に記載された3の(二)に掲げる事業の実施に要する費用の一部を補助することができることとした。（第九条第一項関係）

(二)　国は、都道府県が、(一)の補助をする特定市町村に対し当該補助に要する費用の一部を補助する場合には、当該都道府県に対し、当該補助に要する費用の一部を補助することができることとした。（第九条第二項関係）

9　農業振興地域の整備に関する法律の特例

(一)　7の認定に係る多面的機能発揮促進事業（以下「認定事業」という。）の実施区域内の農用地の所有者は、特定市町村に対し、当該農用地の区域を農用地区域として定めるべきことを要請することができることとした。（第一〇条第一項関係）

(二)　3の(二)に掲げる事業の実施区域内にある農用地区域内の土地を当該区域から除外する農用地区域の変更は、農業振興地域の整備に関する法律に掲げる要件を満たすほか、当該事業の実施期間が満了していること等の場合に限り、することができることとした。（第一一条関係）

10　土地改良法の特例

都道府県は、認定事業を行う認定農業者団体等に対し、施設の管理の全部又は一部を委託することができることとした。（第一二条関係）

11　国等の援助等

国及び関係地方公共団体は、認定農業者団体等に対し、認定事業の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めることとした。（第一三条関係）

12　報告の徴収及び罰則

特定市町村の長は、認定農業者団体等に対し、認定事業の実施状況について報告を求めることができることとするとともに、当該報告に係る罰則について所要の規定を設けることとした。（第一四条及び第一五条関係）

13　この法律は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇**財務省組織令の一部を改正する政令**（政令第二一五号）（財務省）

1　税関統計に関し財務省関税局が所掌する事務について、その円滑な遂行を図るため、同局内の各課における分担を変更するとともに、国税庁長官官房に置くことができる長官官房の所掌事務の一部を総括整理する職の定数を改めることとした。（第四〇条、第四四条及び第九三条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二六年七月一日から施行することとした。

◇**防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第二一六号）（防衛省）

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第六五号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行期日を平成二六年六月二一日とすることとした。

◇**防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二一七号）（防衛省）

1　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二七年法律第二六六号）の一部改正により政令への委任規定が削除されることから、当該委任に基づく規定について削除することとした。（旧第二〇条第二項及び旧第二五条の二第一項関係）

2　この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第六五号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日（平成二六年六月二一日）から施行することとした。

◇**社会保障制度改革推進本部令**（政令第二一八号）（内閣官房）

1　社会保障制度改革推進本部は、専門の事項を調査させる必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができることとした。専門調査会の委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命し、非常勤とすることとした。また、専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとすることとした。（第一条関係）

2　社会保障制度改革推進本部の運営に関し必要な事項は、社会保障制度改革推進本部長が社会保障制度改革推進本部に諮って定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**南インド洋漁業協定**（条約第九号）（外務省）

この協定は、南インド洋の公海における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保を目的として、締約国会議で定める保存管理措置をとること等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定は、この協定が適用される区域における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保すること並びにこの協定の締約国であり、かつ、区域に接する開発途上国のニーズを考慮して、区域における漁業の持続可能な発展を促進することを目的とする。（第二条関係）

2　この協定が適用される区域の範囲について規定している。（第三条関係）

3　締約国は、生態系を重視する取組方法を実施して、科学的証拠に基づいて措置を採択すること、持続可能な漁獲活動の水準を確保するための措置をとること、予防的な取組方法を適用すること、開発途上国の特別な要請を十分に認識すること等の原則を適用する。（第四条関係）